

補助事業実施の手引き

(令和2年度高知県地域産品地産地消推進事業費補助金)

高知県 産業振興推進部
地産地消・外商課

1 はじめに（申請にあたっての注意点等）

（１）本書は、補助事業をより効率的に、かつ適切に実施していただくためのポイント、留意点を記したものです。企業等の代表者をはじめ、営業担当・経理担当など事業に関わる皆様また支援機関の皆様で目を通すようにしてください。

（２）「補助金交付決定通知書」の受領後に行う事業が原則補助対象となります。

（３）補助事業を行う中で、以下のいずれかに該当する際には、事前に県の承認が必要です。

- ・補助金額が増額となる場合
- ・補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- ・補助事業の内容の重要な部分に関する変更

（４）補助金交付決定を受けても、期日までに実績報告書等の提出がないと、補助金は受け取れません。

（５）実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」により交付することを決定した金額より少なくなる場合があります（支出内容に補助対象外経費が計上されている場合等）。

（６）補助事業関係書類は事業終了後５年間保存しなければなりません。

補助事業者は、補助事業に関係する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後５年間、県や国の補助金等の執行を監督する会計検査院からの求めがあった時に、いつでも閲覧にできるよう保存しておかなければなりません。

（７）他の公的機関が助成する他の制度と経費が重複する事業は補助対象となりません。

同一の内容について、国（国所管の独立行政法人等）や県、市町村が助成する他の制度（補助金、委託費等）と経費が重複する事業は補助対象事業となりません。

（８）経費支出書類の提出

補助金の交付には、透明性、客観性、適切な経理処理が要求されます。見積、発注、納品、検収、請求、支払等の手続を確実にを行い、適切な経理処理の証拠となる書類を整理のうえで提出する必要があります。

また、実績報告の際には、県の求める提出書類の確認のため、開催中の様子、購入した物品の写真や制作物等を残しておいてください。

（９）補助金の支払い先

５以上のグループで、検査で補助金額が確定した後の補助金の支払い先は、原則、代表申請者の口座にお支払いします。

（１０）その他

申請・補助事業者は、運用の手引き、交付要綱やウェブサイト等の案内に記載のない細部で不明な点等については、県と協議のうえ、その指示に従うものとしてください。

2 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、県経済が大きな影響を受けている状況に鑑み、量販店、小売店及び飲食店等が地域製品の地産地消を推進する取り組みに必要となる費用の一部を助成することにより、地産地消を拡大し、県経済の回復につなげることを目的としています。

3 補助の概要

■事業区分

(1) 地域産品販売拡大事業

量販店や小売店等が消費者に対し、自店舗内外で地域産品の販売を促進する事業となります。

- (例)・県内食料品スーパーが店内外で行う地域産品の販促イベントの実施
- ・商店街内の地域産品を取り扱う5店舗以上の小売店で構成するグループが行う周遊イベントの実施
 - ・県内に所在する地域産品を取り扱う50事業者以上を集めて行う地域産品の即売会の実施
 - ・県内食料品スーパー主催の県内生産者を招いた消費者向け講演会の実施 等

(2) 地産地消応援事業

飲食店等が消費者に対し、自店舗内外で地域産品を使ったメニューの提供を行い、地域産品の販売を促進する事業となります。

- (例)・市町村内に存する5以上の飲食店が連携して、地域産品を活用した料理を提供する飲食店の食べ歩きキャンペーンの実施
- ・商店街内の5以上の飲食店で構成するグループが行う、土佐酒ドリンクラリーの実施
 - ・5以上の飲食店で構成するグループが行う、地域産品を活用したドライブスルーマルシェの実施
 - ・5以上の旅館、ホテルで構成するグループが行う、地域産品を活用したお弁当のテイクアウトマルシェの実施 等

■補助対象事業・補助対象事業者・補助率・補助限度額

補助対象事業	補助対象事業者	補助率	補助限度額
販売拡大事業	県内に所在する量販店を運営する法人	定額	50万円/店舗 (300万円/事業者)
	県内に所在する5以上の小売店等で構成するグループ		10万円/店舗 (100万円/グループ)
	県内に所在する地域産品を取り扱う50以上の事業者を集めてキャンペーン等を実施する者またはグループ		300万円/事業者
飲食店等利用促進事業	県内に所在する5以上の飲食店等で構成するグループ		10万円/店舗 (100万円/グループ)

○ 販売拡大事業の「県内に所在する量販店を運営する法人」への補助限度額は、店舗単位で実施する催しの場合は50万円とし、6店舗以上で実施する催しについては300万円を限度額とします。

○ 販売拡大事業の「県内に所在する5以上の小売店等で構成するグループ」及び飲食店等利用促進事業の「県内に所在する5以上の飲食店等で構成するグループ」への補助限度額は、「グループ内に存する店舗数×10万円」とするが、10店舗以上のグループについては

100万円を限度額とします。

■補助金交付申請

- 1事業者（1グループ）当たり、申請は1回までとします。複数の事業を検討されている場合は、まとめて交付申請をお願いします。

■補助事業の変更

- 要綱第12条第2項第3号の県に事前に承認が必要な「補助事業の内容の重要な部分に関する変更が生じる場合」とは

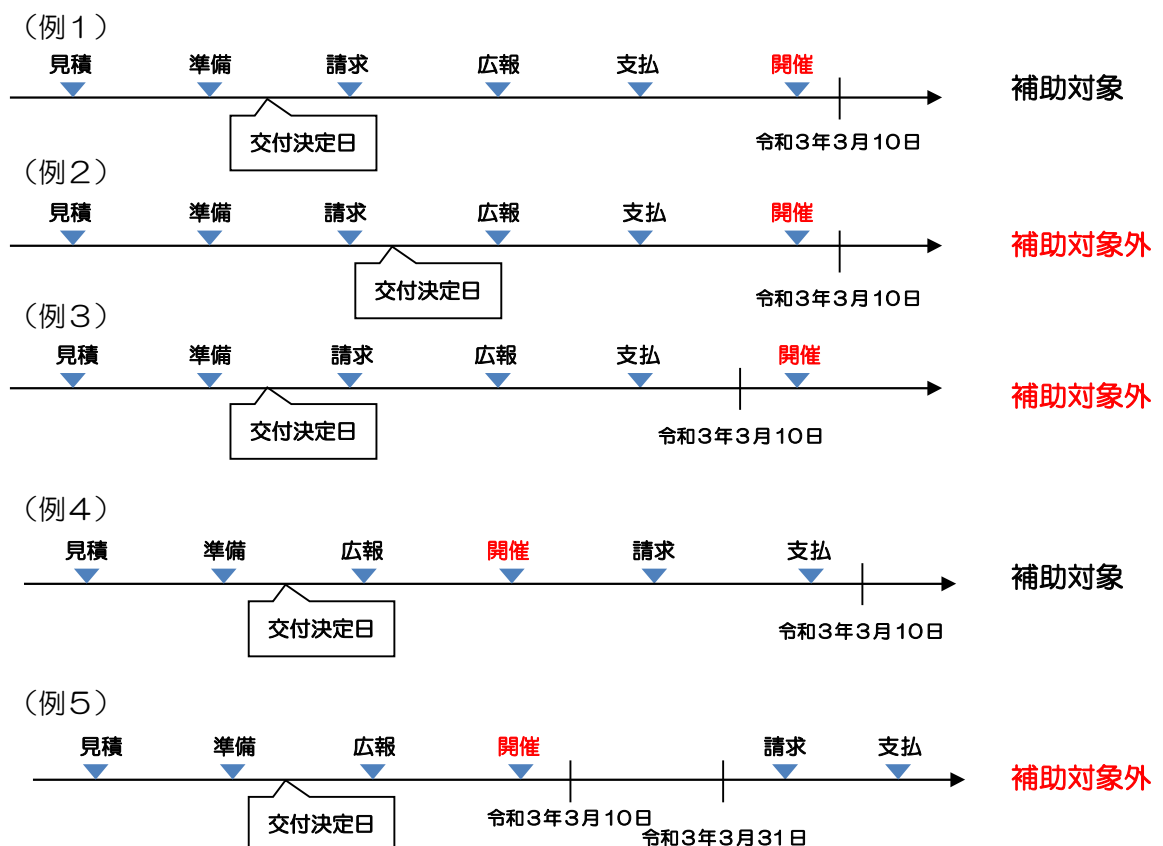
- ・別記第1号様式別紙の「3事業スケジュール」記載の開催事業を変更する場合
- ・5以上のグループの構成員が変更となる場合 等

以上のような場合が、補助事業の内容の重要な部分に関する変更~~に該当する~~と考えています。

4 補助対象となる経費

■総論

- 補助対象となる経費は、原則、交付決定日以降に開催され、令和3年3月10日までに完了するものに限り対象となります。
- 交付決定日以前に発注、執行した経費は、補助対象経費となりません。
- 原則として令和3年3月31日までに支払いまで完了しているものが補助対象経費となります。



※費用をかけずにSNS等で情報を発信することは、広報には含まず、準備に含まれるものとします。

- 原則として令和3年3月31日までに支払完了しているものが補助対象経費となりますが、やむを得ない事由により令和3年3月31日までに支払いが完了しない場合でも、支払額が確定している場合は補助対象経費となります。この場合、支払い手続き完了後に速やかに県に報告してください。



- 申請から交付決定までには一定の期間を要しますので、早めの申請を心掛けてください。
- 「見積書等の積算根拠資料」とは、各業者からもらった見積書のほか、カタログやインターネットで価格が確認できるものでもかまいません。

■ 補助事業の指令前着手

- 「補助金交付決定通知書」の受領後に行う事業が原則補助対象となりますが、別記第2号様式「高知県地域産品地産地消推進事業指令前着手届」を提出していただき、受理されれば「補助金交付決定通知書」の受領前に事業の実施ができます。

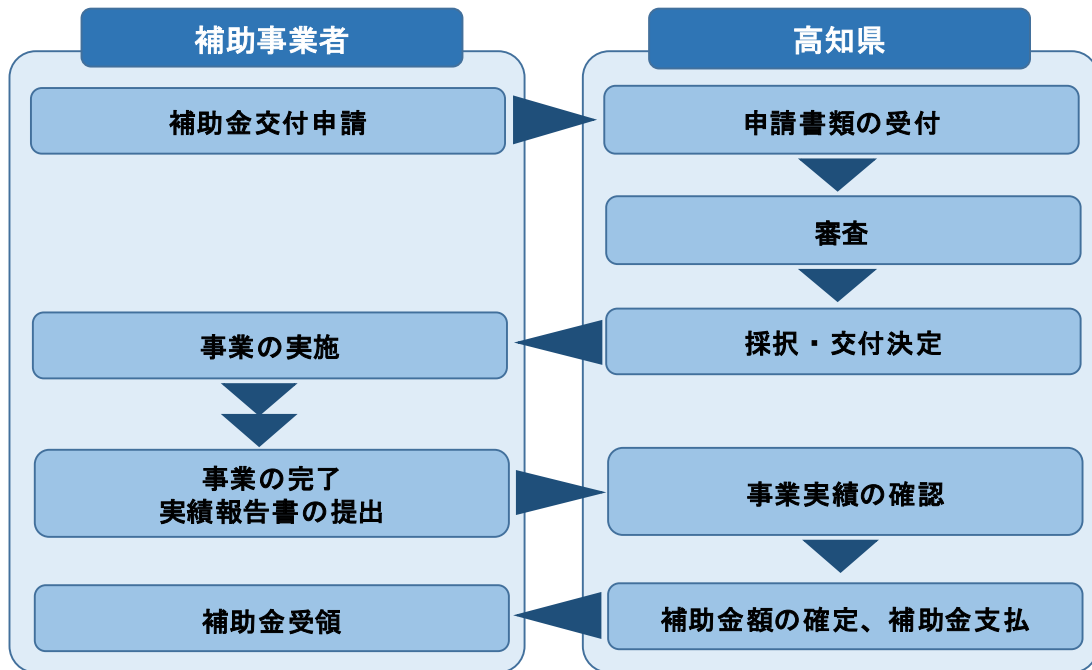
- ・ 5以上のグループ構成員のスケジュールが開催日しか確保できず、開催日の変更も困難でかつ、申請日から開催日まで2週間を切っている場合
- ・ 開催キャンペーンや、グループ構成員の都合上、予定している場所で実施することが合理的で、準備時点では開催日しか空いてなく、かつ申請日から開催日まで2週間を切っている場合 等

以上のような場合がやむを得ない事由であると認められると考えています。この他にも、やむを得ない事由と認められることもありますので、「補助金交付決定通知書」の受領前に、補助事業を実施したい場合はまずは、県に一度ご相談をお願いします。

- 指令前着手で事業を実施する場合、以下の全ての条件を了承していただく必要があります。
 - (1) 補助金の交付の決定通知を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合の当該損失は、事業実施主体が負担するものとしてください。
 - (2) 補助金の交付の決定通知を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議は受け付けられません。
 - (3) 当該事業については、着手から補助金の交付の決定通知を受けるまでの期間内において、計画変更を行わないでください。

※申請予定の方で上記以外の対象経費について、不明点等ございましたら、Q&Aも参考にしてください、事業計画書等の作成後、担当窓口にご相談ください。

5 事業実施のフロー



6 交付申請の際の提出書類

■補助金交付申請書（補助金交付要綱 第1号様式）

○ 第1号様式と合わせて、以下の資料を添付書類として用意してください。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式別紙）
- (2) 申請者もしくは5以上のグループの場合は代表申請者の定款又は登記事項証明書（無い場合は規約等それに代わるもの）
- (3) 直近1年について国税及び都道府県税の滞納がない旨を証する納税証明書の原本
- (4) 営業許可証（営業許可業種でなければ提出の必要無し）
- (5) 補助金の支払口座情報（通帳表紙両面の写し）
- (6) 見積書等の積算根拠資料
- (7) その他、知事が必要があると認める書類

※ (2) について、5以上のグループの場合は、構成員名簿（店舗名、代表者、住所、連絡先、業種等）も添付してください（自由様式）

※ (3) について、納税義務がない場合は申立書を添付書類としてください。（自由様式）

※ (4) について、グループ内メンバーの営業許可証も提出してください

7 補助金 Q&A

(1) 申請時に関すること

Q1 国や県等の制度融資を受ける予定であるが、併せて、この補助金を受けることができるか。

A1 制度融資を受けることによるこの補助金の交付の制限はありません。

また、この補助金を受ける場合であっても、事業経費の一部に制度融資を活用することは可能と思われるため、詳しくは各融資の担当窓口でお問い合わせください。

Q2 国や県等の他の補助金を受ける予定であるが、併せて、この補助金を受けることができるか。

A2 令和2年度を補助対象期間として、他の補助金を活用する場合は、補助の対象となりません。ただし、公的機関以外からの補助金を活用する場合や、経費を切り分けることができる場合は、補助の対象になることがありますので、申請前にご相談いただきますようお願いいたします。

Q3 補助申請にあたり、まずは何を行えばよいか。

A3 事業の実施内容及びスケジュールを明確にするとともに、必要経費を算出して下さい。詳細については、事前に地産地消・外商課までお問い合わせください。

Q4 高知県外にも店舗があり、そちらでも高知県産品の販売促進キャンペーンを開催したいのだが、補助対象となるか。

A4 高知県内の店舗と一体となって行う販売促進キャンペーンであれば補助対象となります。本補助金は地産地消の拡大を目的としているため、県外の店舗だけで行う場合は補助対象とはなりません。

Q5 大規模商業施設は補助対象者となるか。

A5 大規模商業施設として、申請をした場合は施設全体の売上げに占める食料品の割合は70%に満たないと思われ、補助対象者となるのは困難かと思いますが、食料品売り場単体での申請であれば補助対象者となります。

Q6 国税及び都道府県税の滞納がない旨を証する納税証明書は原本でないといけないか。

A6 原本をお願いします。

ただし、納税義務がない事業者が申請者の場合は申立書を添付してもらえば、国税及び都道府県税の滞納がない旨を証する納税証明書の提出は必要ありません。

Q7 5店舗以上の小売店等のグループは、自社の5店舗以上でキャンペーンを開催する場合も補助対象となるか。

A7 自社の各店舗を対象としたキャンペーンでも補助対象となります。

多くの県内小売店、直販所、飲食店等（以下「県内量販店等」という。）で地域産品の販売拡大をしてもらうことを目的とした補助制度のため、他社とのグループでなければならないという条件は設けていません。

Q8 市町村観光協会、商工会等が申請者として地域内の飲食店等をまとめて申請することはできるか。

A8 申請可能です。

ただし、その場合は市町村観光協会、商工会等は5以上のグループに含まないものとし、申請者を除いた5店舗以上の飲食店等のグループの名簿の提出をお願いします。

(2) 補助事業の実施に関すること

Q9 開催を予定していたイベントが荒天により中止の決定をしたが、これに伴いキャンセル料が発生した場合、補助対象経費となるか。

A9 「補助金交付決定通知書」を受理後、人災（テロ、戦争）や自然災害など、不可抗力に相当するやむを得ない事由がある場合に限り、イベントが中止になった場合でも、開催のため既に支払った経費や、キャンセル料を補助対象経費とします。自己都合による場合は補助対象経費となりません

Q10 キャンペーン用の商品、食材等の仕入れ代は補助対象経費となるか。

A10 補助対象とはなりません。

多くの県内量販店等では、普段から地域産品や食材の仕入れを行っており、いわば営業にあたって必然的に発生する必要経費と考えられるため、そこに対しての補助は行いません。

量販店等で販売している地域産品やメニューの販売を促進するために要する費用を補助対象経費と考えています。

Q11 販促として地域産品を割引して販売したい。割引分の差額を補助対象経費とできるか。

A11 割引分の差額は補助対象外とします。

割引を行うことは販促活動の一貫と言えるかもしれないが、Q10の仕入れ経費との区分が曖昧なため、補助は行いません。

Q12 景品として商品券の提供を考えているが、提供した商品券分は補助対象経費とできるか。

A12 地域産品のみに使用できる商品券であれば補助対象経費となります。地域産品に限らず、店内（グループ店舗）のどの商品にでも使用できる商品券は補助対象経費とはなりません。

Q13 小売店等を集め、Web上で販売するキャンペーンを展開したいが、補助対象となるか。

A13 県民の地産地消の意欲を醸成することも本補助金の目的としているため、県内にある実店舗で展開するキャンペーンにかかる経費を補助対象経費とさせてもらっています。そのため、Web上で展開するキャンペーンにかかる経費は補助対象外としています。

ただ、補助対象経費にはなりませんが、キャンペーンと合わせてWeb上でも販促活動を展開することまでも縛るものではありません。

Q14 景品として飲食店のコース料金（飲料代込み）が無料になる飲食券の提供を考えているが、提供したコース料金分は補助対象経費とできるか。

A14 主材料として地域産品を使っている料理が含まれているコースであれば食事代は補助対象経費となります。また、飲料代については、提供するものが地域産品に限定できるものであれば補助対象となります。

Q15 既に交付決定を受けて、地産地消推進キャンペーンを行うのだが、別のグループのメンバーとして、地産地消推進キャンペーンを行ったとしても、補助対象事業者となるか。

A15 新たなグループであれば補助対象事業者となります。

ただし、前回と同じメンバーが5以上のグループの中に含まれている場合は、新たに交付申請を受けようとするグループメンバーの構成員の半数以上違うことが、新たなグループの条件となります。

また、同じグループで年度内に複数回地産地消推進キャンペーンを行う場合は、まとめて交付申請を行うか、県と事前に協議したうえで変更申請書の提出をお願いします。

Q16 補助金に係る費用の支払いはクレジットカードによる支払いでも構わないか。

A16 支払方法は、銀行振込または現金支払を原則とし、領収書等の支払を証明することのできるものを必ず保管してください。銀行振込の際は、銀行の受領書（振込依頼書控え）を必ず受け取って、伝票類と一緒に保管しておいてください。（振込手数料は、相手先負担の場合を含め、補助対象外です。）

クレジットカードによる支払いは構いませんが、別の取引との相殺払、補助事業に係る費用以外の支払との混合払、手形による支払及び手形の裏書譲渡による支払はしないでください。これは、実績報告など後の報告・照会において、支払状況が不明確になることを防止するためです。

ただし、商慣習や取引先との取り決めなどにより、銀行振込での支払いが困難な場合は例外的にその他の方法で支払いを行うことを認めるものとしますが、領収書等の証拠書類により補助事業に係る支払が明確になるようにしておいてください。なお、クレジットカードによる支払いの場合、カード利用明細書は必ず保管して下さい。

Q17 地産地消推進キャンペーンを行いたい、「食べて！遊んで！高知家応援プロジェクト」の一貫で開催することを周知するために、どのような方法があるか。

A17 高知県では、「食べて！遊んで！高知家応援プロジェクト」の推進にあたり

- ・ロゴ
- ・のぼり旗
- ・卓上のぼり旗
- ・ステッカー 等

を制作しています。

例えば、キャンペーンを周知するためのチラシやHPといった広報物を制作する際に、「ロゴマークを入れていただく」や、「キャンペーン実施場所でのぼり旗を立てていただく」といったことなどを行っていただければ、「食べて！遊んで！高知家応援プロジェクト」の一貫で開催する旨の周知になると考えています。

制作物を利用したい際には、お気軽に高知県地産地消・外商課までお問い合わせください。

(3) 報告、事業終了後に関すること

Q18 補助金の支払いはいつになるのか。

A18 補助金は原則として、補助事業が終了し実績報告書を提出いただいた後、事業が適正に執行されたことを確認したのちに支払います。詳しくはご相談ください。

Q19 実績報告は3月31日までに行えばよいのか。

A19 補助対象となった事業が完了した場合、申請時に掲げる事業実施期間の終了を待たずに、30日以内の実績報告を行ってください。

なお、申請時に提出するスケジュールまたは工程表に基づき、事業の執行状況を地産地消・外商課より電話等にて確認する場合もあるので、ご協力をお願いします。